

令和4年 第11回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和4年10月20日（木） 午後1時30分～午後1時50分  
場所 — 高層館12階 選挙管理委員会  
出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員  
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長、  
清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

第11回委員会を開催します。

まず、案件1「堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について」と、案件2「堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」を、二件まとめて事務局から説明願います。

（清瀬係長）

資料の1ページを御覧ください。

議案第2号、堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらは、最近の物価変動等を考慮し、国政選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げることと内容とした公職選挙法施行令の一部改正が行われましたので、本市としましても、このことを踏まえ、これらの経費を国政選挙に係る引き上げ額と同額を引き上げることとする改正を行うものです。

改正の趣旨は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、本市の市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担の限度額の見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものです。

施行期日は、公布の日となります。

2ページと3ページを御覧ください。

こちらは、条例改正のための改め文です。議案第3号で説明いたします堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正と、改正の趣旨を同じとすることから、ひとつにまとめた形式の改め文となっております。

こちらが、市議会に提案する議案となります。

4ページを御覧ください。

改正内容についての新旧対照表です。改正内容について、順に説明いたします。

第3条及び第4条の見出しについて、文言整理を行うための規定整備を行います。

第4条について、4ページから5ページにかけてですが、こちらは、選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額を引き上げるものです。

選挙運動用自動車につきましては、借入れ契約を行っている場合は、1日1台当たり現行の限度額15,800円から16,100円に引き上げます。

つづきまして、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約を行っている場合は、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金について、現行は7,560円に候補者の届出の日から当該選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額を限度額としておりますが、7,560円を7,700円に引き上げます。

第5条、第6条、第9条については、見出しなどの文言整理を行うための規定整備を行います。

つづきまして、6ページを御覧ください。

5ページの終わりから6ページにかけまして第9条がございますが、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるものです。

こちらにつきましては2点ございまして、1点目として、当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合、現行、525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額を作成単価の限度額としておりましたが、今回、525円6銭を541円31銭に、310,500円を316,250円に引き上げます。

2点目として、当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合、現行、27円50銭に当該500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に262,530円及び310,500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額を作成単価の限度額としておりましたが、27円50銭を28円35銭に、262,530円を270,655円に、310,500円を316,250円に引き上げます。

7ページの第11条については、文言整理のための規定整備でございます。

つづきまして、9ページの議案3号を御覧ください。

堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてです。

こちらも、先ほどと同様、最近の物価変動等を考慮し、国政選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を引き上げることを内容とした公職選挙法施行令の一部改正が行われましたので、本市としましても、このことを踏まえ、この経費を国政選挙に係る引き上げ額と同額を引き上げることとする改正を行います。

改正の趣旨は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、本市の市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額の見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものです。

施行期日は、公布の日となります。

10 ページと 11 ページは、先ほど説明させていただきました改め文となります。

12 ページを御覧ください。

改正内容についての新旧対照表でございます。

第 3 条及び第 4 条については、見出しの規定整備を行います。

第 4 条について、選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を引き上げるものです。

当該選挙運動用ビラの作成枚数が 50,000 枚以下である場合、現行、7 円 51 銭を作成単価の限度額としておりましたが、7 円 51 銭を 7 円 73 銭に引き上げます。

当該選挙運動用ビラの作成枚数が 50,000 枚を超える場合、現行、5 円 2 銭にその 50,000 枚を超える枚数を乗じて得た金額に 375,500 円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額を作成単価の限度額としておりましたが、5 円 2 銭を 5 円 18 銭に、375,500 円を 386,500 円に引き上げます。

13 ページの第 5 条は、文言整理のための規定整備でございます。

改正内容の説明は以上となります。

この内容にて、次回の市議会に提案することとしてよろしいか、ご審議をお願いします。

(中井委員長)

案件 1 と案件 2 についてまとめて説明していただきましたが、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、議案第 2 号と議案第 3 号について了とします。

次に、案件 3 ですが、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案」が国会に提出されておりますが、この件について事務局から報告をお願いします。

(中井事務局長)

令和 5 年の統一地方選挙の日程等を定める「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案」が令和 4 年 10 月 14 日に閣議決定され、同日国会に提出されましたので、法案の概要について報告させていただきます。

まず、統一地方選挙の期日ですが、令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は、令和 5 年 4 月 9 日となっております。

す。

また、指定都市以外の市町村の議会の議員及び長の選挙については、令和5年4月23日となっております。

次に、令和5年6月1日から令和5年6月10日までに任期が満了することとなる指定都市又は市町村の長の選挙については、先ほど申しあげました統一地方選挙の期日とすることができるものとなっております。

なお、令和5年6月1日から令和5年6月10日までに任期が満了することとなる長の選挙を統一地方選挙の期日にする場合は、指定都市の選挙管理委員会においては、令和5年1月8日までに、その旨を告示しなければならないものとなっております。

臨時特例法案が成立後、堺市長選挙の期日につきましては、選挙管理委員会において決定いただきたいものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

(中井委員長)

ただいま、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について説明いただきましたが、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

この法律につきましては、今現在は、法律案ですので、国会において最終的に法律として定められましたら、それに基づいて堺市選挙管理委員会としてどのようにするかということを決めなければなりません。今のところ法律ができていないわけですので、事務局の報告を聞かせていただくにとどめたいと思います。ただ、委員長としてお願いをしておきたいのは、法律が確定したという段階でドタバタと準備を進めるわけにはいきませんので、どういう形になっても堺市選挙管理委員会としては準備を万端にしておいてほしいと思います。それだけ私からお願いしておきまして、他の委員さんからの質問がないということですので、ただいまの報告については聞かせていただくということで、案件3については終わりたいと思います。

案件の1、2、3はこれで終わりになるのですが、「その他案件」はございますか。

(中井事務局長)

今回は、特にございません。

(中井委員長)

その他案件は特にないということですので、本日の委員会はこれで終了します。